

# 随意契約及び比較見積りを省略する理由書

工事名 : 寝屋川南部地下河川 今川排水機場 排水ポンプ電気設備改修工事

本工事は、平野川調節池（今川排水機場）のポンプ設備改修に伴う電気設備の改修を行うものである。

## 1. 随意契約理由

今川排水機場は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。今回改修する電気設備は、排水機場の根幹的な設備であり、常にその状態を良好に維持することが必要である。

本工事はポンプ設備改修に伴い、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）適用により既存の電動機に比べ、高効率の仕様への変更に併せて、ポンプ起動方式の見直しが必要となったために行う電気設備の改修である。

この電気設備の起動システムは、製作者固有のまたは独自に開発された技術により設計・製作されている。

このため、本設備の改修を実施する際には、設計・製作したシステム全体の機能や構造に精通し、詳細な設計資料及び専門知識が必要である。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った株式会社明電舎より改修業務を移管されている株式会社明電エンジニアリング以外になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結したい。

## 2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。